

ACSV MONTHLY LETTER

● 税務調査当日の流れ

法人税や個人所得税などの確定申告書を提出した後、税務署による調査が行われる場合があります。一般的には法人であれば3～5年毎、個人ではもう少し長いようですが、事業規模によっては法人と同様の周期で税務調査の対象となっているようです。

税務調査当日は概ね以下のような流れで行われます。

日程	項目	調査内容
1 日目	全般事項	代表者（経歴、銀行取引、趣味など） 事業内容（組織、取引先、取引条件、給与体系など）
	売上・雑収入	売上除外、期末〳処理（〳後売上）
	仕入	架空・否認仕入、期末〳処理（〳後仕入）、売上との対応、在庫
2 日目	売上・仕入	1 日目の続き
	経費・雑損失	架空・否認経費、固定資産・交際費・寄付金とすべきものがないか、支払報酬等について源泉徴収もれがないか
	給与	架空人件費、扶養控除申告書の有無、源泉徴収もれ、年末調整
	印紙	印紙貼付もれ
	その他	取引先の資料収集（特に個人事業者）

実際の調査では、事前にある程度ポイントを絞ってきますので、それが効率よく確認できるか否かで、調査の内容や日程は加減することになります。また、最近の調査ではパソコンの利用状況（最近使ったファイル、インターネット履歴、電子メール等）を確認されることもあるようです。

なお、中小企業や個人事業者の税務調査は、通常1～2名で行われます。日程は2日間が多く、午前10時から午後4時まで、昼休憩は12時からの1時間です（食事を提供することは国家公務員倫理法によって制限されているので準備は不要です）。

税務カレンダー

	内容	備考
6 月	個人住民税納付（第1期）	
7 月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）